

2025 年 3 月 13 日

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0228 第 2 号」（令和 7 年 2 月 28 日付）により下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

敬白

記

【新たに保険収載された検査項目】（令和 7 年 3 月 1 日より適用）

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
造血器腫瘍又は類縁疾患ゲノム プロファイリング検査 販売名:造血器腫瘍遺伝子パネル検査 「ヘムサイト®」	44,000点	「D006-19」 がんゲノムプロファイリング検査 (遺伝子関連・染色体検査)	下記 参照

(1)～(6) (略)

(7) 造血器腫瘍又は類縁疾患ゲノムプロファイリング検査は、造血器腫瘍の腫瘍細胞、血液、骨髓液又は体腔液を検体とし、100 以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、包括的なゲノムプロファイルの取得を行う場合に、本区分のがんゲノムプロファイリング検査を準用して算定する。なお、この場合には(3)から(5)までを満たすこと。また、本検査は下記のいずれかに該当する場合、検体提出時に造血器腫瘍又は類縁疾患の同一疾患につき 1 回のみ算定できる。下記のうち、イ、エ、オに該当するものについては、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア 初発時に算定できるもの

- ① 急性骨髄性白血病
- ② 急性リンパ性白血病
- ③ 骨髓異形成症候群
- ④ 骨髓増殖性腫瘍及びその類縁腫瘍
- ⑤ 組織球及び樹状細胞腫瘍

イ 従来の方法による検索が行えない又は他の造血器腫瘍又は類縁疾患と鑑別が困難な場合において、初発時に算定できるもの

- ① アグレッシブB細胞非ホジキンリンパ腫
- ② インドレントB細胞非ホジキンリンパ腫
- ③ T細胞非ホジキンリンパ腫
- ④ NK 細胞非ホジキンリンパ腫
- ⑤ 多発性骨髓腫

< 次頁へ続きます >

尚、詳細につきましては、営業担当者またはインフォメーションまでお問い合わせ下さい。

本社 〒710-0834 倉敷市笹沖 468 番地の 5

インフォメーション TEL(086)427-2323

ホームページ <http://www.oml-inc.jp>

ウ 再発又は難治時に算定できるもの

- ① 急性骨髄性白血病

エ 従来の方法による検索が行えない又は他の造血器腫瘍又は類縁疾患と鑑別が困難な場合において、再発又は難治時に算定できるもの

- ① フィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病
② インドレントB細胞非ホジキンリンパ腫
③ T細胞非ホジキンリンパ腫
④ NK 細胞非ホジキンリンパ腫
⑤ 慢性リンパ性白血病

オ 病期を問わず算定できるもの（既存の検査及び病理診断等で確定診断に至らず、治療方針の決定が困難な場合に限る。）

- ① 原因不明の著しい血球減少

項目名	保険点数	区分	備考
がんゲノムプロファイリング評価提供料	12,000点	「B011-5」がんゲノムプロファイリング 評価提供料	下記 参照

- (1) がんゲノムプロファイリング評価提供料は、固形がん患者について、「D006-19」がんゲノムプロファイリング検査を行った場合であって、得られた包括的なゲノムプロファイルの結果を医学的に解釈するための多職種（がん薬物療法に関する専門的な知識及び技能を有する医師、遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する医師、遺伝カウンセリング技術を有する者等。以下同じ。）による検討会（エキスパートパネル。以下同じ。）で検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明した場合に患者 1 人につき 1 回に限り算定する。また、造血器腫瘍又は類縁疾患患者について、造血器腫瘍又は類縁疾患のゲノムプロファイリング検査を行った場合であって、得られた包括的なゲノムプロファイルの結果を医学的に解釈するための多職種による検討会で検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明した場合に造血器腫瘍又は類縁疾患の同一疾患につき 1 回に限り算定する。

(2)・(3) (略)

※下線部が追加されました。

以上